

# 日本 LPEC 研究会 会則

## 第1条 名称

本会は、日本 LPEC 研究会(Japanese Study Group of LPEC)と称し、LPEC 研究会が発展的に改称したものである。

註：LPEC/ Laparoscopic Percutaneous Extraperitoneal Closure

## 第2条 目的

本会は、小児および成人の鼠径ヘルニア治療で人工素材（メッシュ・プラグ）を使用しない LPEC 法のさらなる低侵襲性・安全性・治療成績の向上を目指して知識と経験を共有し治療の進歩と普及、会員相互の情報交換、連絡と親睦を図ることを目的とする。

## 第3条 事業

本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 原則として年1回以上の学術集会（研究発表会・講演会等）を開催する。
2. 小児・成人の鼠径ヘルニア治療における LPEC 法の手術手技の向上・充実に努める。
3. LPEC 法に関する統計（アンケート調査など）、資料の収集および提供を行う。
4. その他、本会の発展に必要な事業を行う。

## 第4条 会員

1. 本会は会員および賛助会員により構成される。
2. 会員は第2条の目的に賛同し、所定の会費を納入する医師または医療関係者とする。
3. 賛助会員は会員以外で本会の目的に賛同する法人、団体あるいは個人とする。
4. 会員・賛助会員は本会事務局へ入会の手続きをとり、学術集会等の開催案内やその他の情報をうけることができる。

## 第5条 役員および任期

1. 本会に次の役員をおく。

代表世話人	1名
世話人	若干名
会計	1名
監事	2名

2. 世話人会は、役員をもって構成し、会の運営を議し執行する。役員および世話人の選出は世話人会の了承を得て行われる。任期は2年とし、再任を妨げない。
3. 代表世話人は、世話人会で選出され本会を代表する。  
代表世話人は、会務を総括し、年1回以上の世話人会を開催する。任期は2年とし、再任を妨げない。
4. 世話人は、会員の中から成人外科・小児外科領域より世話人会の議を経て選出され、代表世話人が委嘱する。
5. 当番世話人は、世話人の中から選出され研究会の開催、運営をおこなう。
6. 会計は、世話人から選出され会の財務を担当する。

7. 監事は、世話人から選出され会の財務ならびに運営を監査し、世話人会で報告・承認を得る。
8. 世話人会を理由なく4回連続で欠席した場合は、世話人辞退とする。

## 第6条 会費

1. 会員の会費は研究会参加費 5,000 円をもってこれに当てる。
2. 賛助会員の年会費は一口 50,000 円以上とする。

## 第7条 研究集会

1. 毎年1回、会長（当番世話人）が開催する。  
当分の間、開催地は東京、大阪で交互に行う。

## 第8条 会計

1. 本会の事業遂行に要する費用は、会費、寄付金その他をもってこれに当てる
2. 本会の会計年度は、4月1日より次年度3月31日までとする。
3. 本会の収支決算は、会計が年度ごとに行い監事の監査を受け世話人会で承認を得る。

## 第9条 顧問、名誉会員

世話人会の推挙により顧問、名誉会員をおくことができる。

顧問は、本会の運営活動に対し実質的な参加が困難な指導的立場にあるものを推挙する。

名誉会員は、本会の維持、発展に貢献のあった世話人を推挙する。

## 第10条 会則変更等

会則の変更ならびに定められていない事項は、世話人会で討議し決定する。

## 第11条 事務局

1. 本会の事務局は、当分のあいだ順天堂大学医学部附属練馬病院・小児外科内（〒177-8521 東京都練馬区高野台 3-1-10、TEL: 03-5923-3111(代)、FAX: 03-5923-3215) に置く。
2. 事務局の変更は、世話人の発議により世話人会の審議を経て決定する。

## 第12条 細則

1. 本会の開催に当たり、当番世話人は次の業務を賛助会員に協力を要請することができる。
  - ・ 研究会開催に必要な労務、
  - ・ プログラムの作成と会員への案内、
  - ・ 事務局代行業務、
  - ・ その他
2. 賛助会員は、本会の開催に当たり広告・器械展示等を持って会の運営に協力するものとする。
3. 本会の開催時期は、原則をして1月頃とする。
4. 本会の開催にあたっては、経費節約を旨とし多くの方が参加しやすい場所（原則として東京⇔大阪）で交互に開催するが、当番世話人により決定される。
5. 基本的には賛助会員（4企業）の年会費をもって会場費と抄録作成費にあてるが、当番世話人の裁量による協賛寄付金および抄録集広告代等でもって懇親会・ランチョンセミナーなどの費用にあてることができる。

附則：

1. 本会則は、令和 1 年 10 月 1 日より実施する。
2. 令和 2 年 1 月 11 日、第 12 条・細則の 4 項、5 項を改定した。
3. 令和 4 年 6 月 5 日、第 8 条 会計の 2 項を改定した。
4. 令和 4 年 12 月 1 日、第 5 条 役員及び任期の 1 項と 8 項を改定した。
5. 令和 4 年 12 月 1 日、第 11 条 事務局の 1 項を改定した
6. 令和 7 年 1 月 24 日、第 11 条 事務局の 1 項を改定した。